

京丹後市における公益的基盤の確保と地域経済再生の
ための公共発注の基本方針

平成 22 年 2 月
京丹後市産業・雇用
総合支援推進本部

本市において調達する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品等の供給及び役務の提供の発注に当たっては、透明性、競争性の確保を大前提に、公益的基盤の確保と地域経済再生の観点も踏まえ、当分の間、以下のとおり公共発注の基本方針を定める。

1 基本的な考え方について

本市が行う公共発注に当たっては、透明性の向上、公正な競争の確保及び適正な予算の執行に十分留意しつつ、市内に本店を置く業者（以下「市内業者」という。）で適切な調達が可能なものについては、引き続き、市内業者に発注することを基本とする。なお、

除雪や災害対策等の公益的配慮が必要な土木建設分野において、市内に十分な数の業者が確保できる場合には、透明性、競争性の確保を大前提に、市内業者に発注することを原則とする。

物品等の供給及び役務の提供については、市内業者及び市内に店舗等を置く業者に発注することができる。
とする。

2 受注機会の確保・増大のための措置について

本市が発注する建設工事において、請負者が下請発注を行う場合には、市内業者の優先選定に最大限努めるよう要請するものとする。資機材等の調達についても同様とする。

本市が行う公共発注に当たっては、価格面、数量面、工程面等から見て、分離・分割して発注することが適切であるかどうかを十分検討し、可能な限り分離・分割発注を行うよう努めるものとする。

3 本方針の職員に対する周知徹底について

本方針制定の趣旨を踏まえ、その実行をより確実なものとするため、本方針の一層の周知徹底を図るものとする。

4 期間について

本方針については、公共発注を巡る近隣及び全国的な状況、地域経済の状況等を踏まえつつ、2年後を目途に必要な見直しを行う。

附 則

この方針は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成22年2月2日から施行する。